

# 令和5年第2回定例会会議録（第7号）

令和5年6月23日

## ○出席議員（25名）

1番	塩手悠太君	2番	石田強君
3番	中村悟君	4番	森裕二君
5番	小野和美君	6番	重松康宏君
7番	小野佳子君	8番	日名子敦子君
9番	美馬恭子君	10番	阿部真一君
11番	安部一郎君	12番	小野正明君
13番	森大輔君	14番	三重忠昭君
15番	森山義治君	16番	穴井宏二君
17番	加藤信康君	18番	吉富英三郎君
19番	松川章三君	20番	市原隆生君
21番	黒木愛一郎君	22番	松川峰生君
23番	野口哲男君	24番	山本一成君
25番	泉武弘君		

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
教育長	寺岡悌二君	総務部長	柏木正義君
企画戦略部長	安部政信君	観光・産業部長	日置伸夫君
公営事業部長	上田亨君	市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君
こども部長	宇都宮尚代君	いきいき健幸部長	大野高之君
建設部長	山内佳久君	市長公室長	山内弘美君
防災局長	白石修三君	消防長	浜崎仁孝君
教育部長	古本昭彦君	上下水道局長	松屋益治郎君
企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知君	産業政策課長	大町史君

○議会事務局出席者

局	長	河野伸久	議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長		岩男涼子	係長	甲斐俊平
主査		松尾麻里	主査	佐藤雅俊
主事		定宗隆一郎	事務員	尾割春晃

○議事日程表（第7号）

令和5年6月23日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各常任委員会委員長報告、討論、表決
- 第 2 継続審査の件
- 第 3 議第 6 1 号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 第 4 議第 6 2 号 副市長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 5 議第 6 3 号 副市長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 6 議第 6 4 号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第 7 議第 6 5 号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議第 6 6 号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 8 議第 6 7 号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 6 8 号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 6 9 号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 7 0 号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 7 1 号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 7 2 号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 7 3 号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第 9 議第 7 4 号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第 7 5 号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第 10 報告第 2 号 令和4年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出について
- 報告第 3 号 令和4年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出について
- 報告第 4 号 令和4年度別府市公共下水道事業会計予算繰越計算書の提出について

- 報告第 5号 一般財団法人別府市総合振興センターの経営状況説明書類の提出について
- 報告第 6号 一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの経営状況説明書類の提出について
- 報告第 7号 一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームB－b i z L I N Kの経営状況説明書類の提出について
- 報告第 8号 市長専決処分について
- 第11 議員提出議案第7号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書
- 議員提出議案第8号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書
- 第12 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第12（議事日程に同じ）



午前 10 時 00 分 開会

○議長（加藤信康君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 7 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案及び請願に対する各常任委員会の審査の経過及び結果について、各委員長から順次報告を願います。

（厚生環境教育委員会委員長・安部一郎君登壇）

○厚生環境教育委員会委員長（安部一郎君） 去る 6 月 15 日の本会議において厚生環境教育委員会に付託を受けました議第 46 号 令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分ほか 5 件について委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

初めに、議 46 号 令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分についてであります。

生活環境課関係部分では、市営墓地の無縁墓や墓地の供給等に関する課題を整理するため、市営合葬墓を建設することに伴い、実施設計に係る経費を計上しているとの説明がなされました。

委員から、点在する市営墓地の無縁墓を全て合葬墓に集約するのか、また、集約後の空き区画をどのように供給するのかとの質疑がありました。当局から、令和 8 年度の供用開始以降、市内 5 か所の市営墓地に数百ある無縁墓を徐々に集約すること、また、集約に伴う空き区画は一般公募により順次提供していく旨の答弁がなされた次第であります。

次に、高齢者福祉課、障害福祉課、子育て支援課及び介護保険課関係部分では、物価高騰対策として、社会福祉施設における電力・ガス・食品等の物価高騰相当額を大分県と共同して負担する経費を計上しているとの説明がなされたのに対し、委員から、物価高騰により既に利用料を値上げした高齢者福祉施設も補助対象になるのかとの質疑があり、当局から、有料老人ホーム等利用に価格転嫁できる施設については、補助の対象外である旨の答弁がなされました。

次に、子育て支援課関係部分では、乳幼児連れの子育て世帯が安心して外出できるよう別府駅構内に授乳やおむつ替え等ができる個室スペースを設置するための経費を計上しているとの説明がなされました。委員から、衛生面等から施設内で使用済みのおむつを捨てられるよう、臭い対策を講じた上で対応すべきではないかとの意見がなされたのに対し、当局から、利用者の立場に立って前向きに検討していきたい旨の答弁がなされた次第であります。

次に、健康推進課関係部分では、市民や観光客など 1 歳未満の子どもがいる産婦を対象に、市内のホテル・旅館で助産師による心身のケアや休息を提供するリゾート産後ケアを行うための経費を計上しているとの説明がなされました。

委員から、どのような施設を対象にするのかとの質疑があり、当局から、既存の産後ケア事業と一線を画し、リゾート感のある温泉や食事を提供する施設を対象にしていきたいとの旨の答弁がなされたのに対し、委員から、富裕層のみを対象にした事業にならないこと、また、別府市は宿泊事業者が多いことから、ホテルや旅館の選定に当たっては慎重に検討するよう意見がなされた次第であります。

次に、教育政策課部分では、保護者が負担する給食費の値上げや栄養バランスを損なうことなく、別府市産の旬の野菜を学校給食に活用できるよう補助金を計上しているとの説明がなされました。

委員から、農家に対する支援との関係性について質疑があり、当局から、農林水産課は学校給食で使用する 10 品目の野菜を計画的に生産できるよう農家に対して支援し、一方、教育政策課は、学校給食における地元野菜の消費を促すよう補助するものである旨の

答弁がなされた次第であります。

次に、市民課関係部分では、住民票等各種証明書の取得に関わる負担軽減を図るため、マイナンバーカードや運転免許証に記録された氏名等の情報を申請書に転記するシステムの導入に係る経費を計上し、スポーツ推進課関係部分では、利用者の利便性向上を図るため、実相寺中央公園管理棟駐車場をアスファルト舗装すること等に伴い、工事費を計上しているとの説明がなされました。

次に、条例議案である議第 51 号 ハイパフォーマンスジム別府の設置及び管理に関する条例の一部改正については、当該施設を指定管理者に管理させること等に伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。委員から、毎年 700 万程度の収支不足が続いていることから、プロ仕様を見直すべきではないかとの意見がなされたのに対し、当局から、指定管理者制度のノウハウを活用しながら、部活動の学生や一般市民の利用をより一層増加させ、赤字額の縮小を図っていきたい旨の答弁がなされた次第であります。

以上、1 件の予算議案及び 1 件の条例議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、4 件のその他議案のうち、議第 55 号から議第 57 号までの市長専決処分については、国において物価高克服に向けた追加策が決定されたことに伴い、物価高騰対策として補正予算を専決処分したものであるとの説明がなされました。

各議案の概要として、議第 55 号では、物価高騰の負担感が大きい住民税非課税世帯及び低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給するもの、議第 56 号では、生活者支援として、省エネ性能の高い家電製品の購入補助や指定ごみ袋の無料配布、保育所や幼稚園、小中学校の給食食材費の高騰分に対し補助するもの、次に、議第 57 号では、高齢者配食サービス事業に対し、食材費高騰相当額を負担するものであるとの説明がなされました。

委員から、議第 56 号の給食食材費の補助に関して、物価高騰により 1 人当たりの給食の量が減るといった懸念はないのかとの質疑があり、当局から、給食の質を落としたり、保護者負担を増やしたりすることがないように、食材費の不足分に対し先んじて補助したものであることの答弁がなされた次第であります。

最後に、議第 60 号 市長専決処分については、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布・施行されたことに伴い、別府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであるとの説明がなされました。

以上 4 件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を適切・妥当と認め、全員異議なく、承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

(総務企画消防委員会委員長・森山義治君登壇)

- 総務企画消防委員会委員長（森山義治君） 去る 6 月 15 日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました議第 46 号 令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分のほか 8 件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議第 46 号 令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）政策企画課関係部分では、デジタル田園都市国家構想交付金の追加額、一般旅客自動車運送事業者の運転手として就職した就職氷河期世代の移住者の二種運転免許取得に要する経費を助成するための地域就職氷河期世代支援加速化交付金、ナイトバス運行を委託するための地域活力づくり総合補助金及び移住支援金として、移住支援事業費補助金を歳入として計上しているとの

説明がなされました。

歳出では、県外からの移住者を対象に、移住の促進並びに就職氷河期世代の就労や社会参加の推進を支援し、公共交通事業者の運転手不足の解消を図る目的で移住定住促進に要する経費の追加額、夜間のタクシー不足による市民や観光客の移動手段の確保に加え、消費拡大による経済波及効果の向上のため、ナイトバスの運行を委託する経費及び、県外からの移住者を対象とした一般旅客自動車運送事業者における人材の育成と確保を目的として、運転免許の取得に必要な経費を計上しているとの説明がなされました。

移住支援事業については、委員から運転業務に特定をするよりも、新型コロナウイルス感染症の影響で退職をした運転手を対象に再雇用奨励金を支給するほうが実効性が上がるのではないかという疑問がなされ、当局より、既に事業者が再雇用に関する奨励金制度等の取組を行っているが、いまだ人手不足の状況であるため、今回交付金等を活用し、特に就職氷河期世代の就職移住支援を手厚くし、県外の方を対象とした移住支援事業を行うとの答弁がなされました。

また、別の委員より、移住者に給付金を支給する時期についての疑問がなされ、移住し、3か月後に申請をし、審査の後支給という流れになるのは、支給後5年間は定住し、就職を継続しなければ移住支援金の返還義務が生じるとの答弁がなされました。

ナイトバスについては、委員より、無償は受益者負担に反するのではないかという疑問に対し、路線バスの延長も検討したが、事業者の対応は難しいこと、また、有料の検討も行ったが、事業計画の作成や、国土交通大臣の許可に時間がかかることから、迅速を要する夜間の移動手段の確保のため、無償としたとの説明がなされました。

別の委員より、民業圧迫ではないかとの疑問がなされ、バスの最終便の30分後に運行開始する等の配慮を行うとの答弁がなされました。

次に、財政課関係部分では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加額の計上があり、今回の補正予算において、プレミアム商品券発行事業及び商店街街路灯省エネ対策支援事業の財源として計上しており、別府市財政調整基金繰入金の追加額では、今回の補正予算における財源不足に対応するため、4億2,112万8,000円の増額との説明がなされました。

湯のまち別府ふるさと応援基金繰入金の追加額では、別府ツーリズムバレー事業の財源として活用するとの説明がなされました。

自治連携課関係部分では、自治会公民館等で使用するコミュニティ活動に必要な備品等の整備に対する助成金を計上するとの説明がありました。また、この財源については、一般財団法人自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業助成金を活用するとの説明がなされました。

防災危機管理課関係部分では、大規模災害発生時、被害の軽減につなげる目的から、コミュニティ助成事業の交付決定に伴い、石垣地区防災士会が整備する防災資機材購入費に対して助成するものと説明がなされました。

消防本部関係部分では、火災予防啓発のための各種訓練に使用する訓練用放射器具と、訓練用標的器を購入する経費の50万円を追加額として計上されました。

歳入については、一般財団法人自治総合センターが助成を行うという説明がなされました。

委員より、具体的にどのように活用するのかという疑問に対し、地域防災組織助成事業の一環で、消防本部に事務局がある女性防火クラブの訓練用の整備を行うために活用するとの答弁がなされました。

以上の予算議案1件の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、4件の条例議案についてであります。

まず、議第48号 別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症は5類感染症に変更されたため、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員の特殊勤務手当の特例を廃止することに伴う条例改正であること、議第49号 別府市税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、別府市税条例を改正し、規定を整備するとの説明がなされました。

委員より、森林環境税や個人住民税均等割と合わせて徴収されることはどのように市民の方に周知を行うのかという質疑に対し、納税通知書に記載や市報にて周知を行うとの答弁がなされました。

議第50号 別府市税特別措置条例の一部改正については、地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化に関する法律の一部が改正され、地域経済牽引事業のための施設の要件である設置期間が延長されたことに伴い改正すること、議第54号 別府市消防火災予防条例の一部改正については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正され、火災予防上必要な措置の見直しが行われることに伴い、条例を改正するとの説明がなされました。

以上の条例議案4件におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、その他議案4件についてであります。

議第55号の市長専決処分関係部分では、当局より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を低所得世帯支援として、1世帯当たり3万円を給付する住民税非課税世帯等生活支援特別給付金支給事業の財源に計上すること、議第56号 市長専決処分関係部分では、コロナ禍に加え、燃料費高騰による影響を受け、厳しい経営状況である地域公共交通事業者の事業継続を支援するため、市内事業所等を有するバス事業者、タクシー事業者の運航に必要な経費及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を物価高騰対策における生活者と事業者支援として、燃料価格高騰対策や食材費高騰対策等の各事業の財源として計上との説明がなされました。

議第58号 市長専決処分については、令和5年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に交付、令和5年4月1日に施行する必要に伴い、別府市税条例の市民税関係部分及び固定資産税関係部分を改正すること、議第59号 市長専決処分について、別府市都市計画税条例を地方税法の改正により条項の移動等に伴う所要の改正を行うものと説明がなされました。

以上、そのほか議案4件におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

(観光建設水道委員会委員長・穴井宏二君登壇)

- 観光建設水道委員会委員長(穴井宏二君) 去る6月15日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第46号 令和5年度別府市一般会計補正予算(第4号)関係部分ほか3件、及び6月9日に付託を受けました請願第1号 Park-PFI事業「上人ヶ浜公園整備運営事業」に関する請願1件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、予算議案2件のうち、議第46号 令和5年度別府市一般会計補正予算(第4号)



関係部分についてであります。

公園緑地課関係では、上人ヶ浜公園南側地区園路のバリアフリー化、及び市民アンケート調査を踏まえて整備を行う公園内体育施設整備等を行うため、都市公園整備に要する経費等を補正計上しているとの説明がなされました。

委員から、公園内体育施設整備に関しては、公園としての維持管理ができなくなるのではないかとの質疑がなされ、当局から、公園としての用途を残しながら整備を行っていくとの答弁がなされました。

また、別の委員から、バリアフリー化に関しては、園路のみならず園全体の導線を含めての整備を検討するよう要望がなされ、当局から、3年間の事業の中で園全体の導線を踏まえた整備を進めていく予定であるとの説明がなされました。

次に、施設整備課関係では、市営住宅に入居する子育て世帯のうち収入が著しく低額である世帯に対し、入居者が設置することとしている浴室給湯設備について、その設置費用の一部を補助するための経費を補正計上しているとの説明がなされ、委員から、ルールづくりを検討するよう要望がなされました。

次に、観光課関係では、昨年、包括連携協定を締結した株式会社明治と連携し、実施する別府温泉腸活プロジェクト負担金、温泉効能の科学的根拠を源泉数を掛け合わせた新たな旅行プラン造成の負担金等の観光客誘致・受入れに要する経費の補正計上、市民ホールの音響及び消防用設備の改修工事を行うための費用等を補正計上しているとの説明がなされました。

委員から、別府温泉腸活プロジェクトの研究成果について、市民にも分かりやすいように公表してほしいとの要望がなされました。

また、別の委員から、市民ホールの改修工事により、利用できない施設及び期間について質疑がなされ、当局より、休館はすることなく、利用がない期間に改修を行い、利用者が減らない形で進めていく予定であるとの答弁がなされました。

次に、温泉課関係では、熱の湯前駐車場及び鉄輪温泉地区駐車場の有料化に要する経費の補正計上及び有料化に伴う歳入について説明がなされました。

委員から、駐車場周辺のごみ等の対策及び駐車場の有料化によって問題の解決につながったのか、確認するよう要望がなされました。

次に、文化国際課関係では、市内の学校の卒業生や在校生と市民の交流の場を創出し、住民だけではなく観光客も楽しめるイベントを開催する市民参加型交流事業である学生大同窓会に要するための費用等を補正計上しているとの説明がなされました。

委員から、学生同窓会の実施目的等について質疑がなされ、当局より、地域の活性化を図るとともに、市内外の若い世代を中心として別府愛を醸成するためであること等の答弁がなされました。

また、別の委員から、多くの卒業生に参加してもらうための理由が必要で、例えばビジネスマッチング等の就職、転職につながるようなイベント等の実施の検討について要望がなされました。

次に、産業政策課関係では、儲かる別府の実現に向け、ツーリズムバレー構想を推進するための負担金等の経費及び物価高騰の長期化による影響を緩和し、個人消費の下支えによる市内経済の活性化を図るため、プレミアム商品券を発行することに伴い、プレミアム分に当たる経費及び事務費を実行委員会へ負担する経費等を補正計上しているとの説明がなされました。

委員から、前回のプレミアム商品券での電子商品券に対する改良についての質疑がなされ、当局より、アンケート調査を踏まえ、市民と事業者の声を基に改良していくとの答弁がなされました。

次に、農林水産課関係では、農業者とホテル・旅館・飲食事業者等をつなぐ食と観光のプラットフォームを構築する費用、また、別府市での経済循環を促進し、農産物の生産性と付加価値を高めるための、環境に優しい農業の調査、研究費用等や学校給食を提供する農業者に対して、土壌改良等の支援を行うための費用等を補正計上しているとの説明がなされました。

最終的に、議第 46 号 令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分については、採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 47 号 令和 5 年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）については、デジタル戦略の一環として、紙車券からデジタル車券へと時代の変化へ対応するため、独自の競輪投票ポータルサイト構築等の委託料を、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 か年で補正計上しているとの説明がなされました。

委員より、ハード面に関しても、新しい顧客を引き入れるのであれば進めていく必要があるのではないかと質疑がなされ、当局より、今年度、施設再整備計画を立てる予定であり、施設整備の投資を次の段階で行いたいと考えている、との答弁がなされました。

最終的に、議第 47 号 令和 5 年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）については、採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 52 号 鉄輪地区駐車場の設置及び管理に関する条例の制定については、熱の湯前駐車場及び鉄輪温泉地区駐車場の駐車料金を定めること等に伴い、条例を制定するものとの説明がなされました。

次に、議第 53 号 別府市竹細工伝統産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、研究棟に設置している竹工芸用機械の廃棄や導入により、使用に関わる許可を受けることができる者の範囲を拡大すること及び当該機械の種類を見直すことに伴い、条例を一部改正するものとの説明がなされました。

以上 2 件の条例議案については、当局の説明を適切、妥当と認め、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、請願第 1 号 P a r k - P F I 事業「上人ヶ浜公園整備運営事業」に関する請願についてであります。

請願第 1 号は、参考人及び紹介議員から、請願提出の趣旨及び背景等の考え方についての説明がなされました。

委員から、請願項目に示された施設の宿泊料金、体験型施設の定義、公園内のショップ出店の最小限度の規模感、自然景観保護のための遊歩道や松枯れを懸念することに対する請願者の考え方について等の質疑に対して、参考人から、市民の財産である公園施設内において民間事業者が宿泊施設を含めた施設を展開することに対する懸念の点や、既に宿泊施設が多く進出する中、公園の開発を進めるのではなく、唯一の自然海浜を保全すべく当初の事業者提案のとおりとしていただきたい旨の答弁がなされました。

これに対し、一部委員より、請願及び説明の内容は市が事業者と正式に計画として認定しているものではなく、請願に対する審査ができないのではないかとといった意見がなされました。

続いて、請願の内容等に関する執行部の説明がなされました。

委員から、市と事業者との事業計画の決定時期及び事業計画の決定から事業着工までの期間についての質疑がなされ、執行部から、今回の請願を受け、市も事業者も慎重に対応を検討し、今後の協議の経過により決定することとなるため未定という答弁がなされました。

また、ほかの委員からは、8月着工の話が先行しているため、市民や団体に誤解を招くことにつながるのではないかと、市はきちんと責任を持って事業者と協議し、市民や団体などに説明をしていくべきではないかといった意見がなされました。

採決に当たり、委員より参考人及び執行部からの説明を受け、様々な質疑がなされましたが、本事業の事業計画は現時点で確定しておらず、今後、執行部は事業者と協議及び地元説明を行っていくということであったことから、議会が本請願に対する賛否を出すためにはさらに推移を見守る必要があるため、継続審査とすることを求める旨の発言がありました。

最終的に請願第1号に関しては、採決の結果、全員異議なく、継続審査とすることに決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案と請願に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤信康君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告、討論の通告はありませんので、これより順次採決を行います。

初めに、議第47号 令和5年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康君） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第46号 令和5年度別府市一般会計補正予算（第4号）及び議第48号 別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてから議第54号 別府市火災予防条例の一部改正についてまで、以上8件に対する各委員長の報告はいずれも原案可決であります。

以上8件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上8件については各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第55号 市長専決処分についてから議第60号 市長専決処分についてまで、以上6件に対する各委員長の報告はいずれも承認すべきものとの報告であります。

以上6件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上6件については、各委員長報告のとおり承認されました。

次に、請願第1号 Park-PFI事業「上人ヶ浜公園整備運営事業」に関する請願に対する委員長の報告は、閉会中の継続審査といたしたいとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、本件については委員長報告のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、日程第2により、継続審査の件を議題といたします。

本件については、お手元に配付しております継続審査事件申出一覧のとおり、各常任委員会委員長から、各委員会の所管事項のうち、地方創生の推進に関する事務事業については会議規則第111条の規定に基づき、各常任委員会委員の任期中、閉会中の継続審査とい

たしたいとの申出であります。

本件については、各委員長からの申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、日程第3により議第61号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議についてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 追加議案について御説明いたします。議第61号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議については、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、協議により、豊後大野市の公の施設を本市の住民の利用に供させることについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤信康君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第61号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4により議第62号 副市長の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。ただいま上程されました議第62号は、市政の重要施策の推進及び諸課題の解決に向けての体制づくりのため、再び副市長を2人置くこととし、岩田弘氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤信康君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第 62 号 副市長の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康君） 起立全員であります。よって、本件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

ただいま、副市長に選任の同意を与えました岩田弘氏から挨拶をしたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

〔新副市長挨拶〕

（新副市長・岩田 弘君登壇）

○新副市長（岩田 弘君） ただいま、副市長の選任につきまして御同意を賜りました岩田弘でございます。

副市長という大役を仰せつかり、誠に身に余る光栄であるとともに、その職責と使命の重大さに改めて身の引き締まる思いでございます。深く感謝を申し上げます。

別府で生まれて育ち、別府で生活をし、別府しか知らない私ではありますが、市職員として長年にわたり行政に携わってまいりました。その経験や知識を最大限に生かし、誰もが住んでよかったと思う別府市のさらなる発展に向け、また長野市長の市政運営の基本であります、市民の心に寄り添う政治、市民の皆様から感謝される市役所を継続するために、微力ではございますが、補佐役として、職員一丸となって取り組んでまいります。これからも、議員皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、私の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（加藤信康君） 次に、日程第 5 により議第 63 号 副市長の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。ただいま上程されました議第 63 号は、副市長の任期が満了することから、後任に阿部万寿夫氏を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤信康君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第 63 号 副市長の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康君） 起立全員であります。よって、本件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

ただいま、副市長に選任の同意を与えました阿部万寿夫氏から挨拶をしたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

〔新副市長挨拶〕

(新副市長・阿部万寿夫君登壇)

○新副市長(阿部万寿夫君) ただいま、副市長就任につきまして御同意を頂きました阿部でございます。深く感謝申し上げます。

私、生まれは大分市でございます。ただ、大分といいましても、高崎山の麓、田ノ浦でございます。文化圏は別府市でございます。小さい頃より、風呂に行くといえば浜脇温泉、買い物に行くといえば別府近鉄百貨店、病気になったといえば松本小児科と、本当に幼い頃から別府の皆さんにお世話になっておりました。その慣れ親しんだ別府の、しかも副市長として仕事をさせていただき、こんな名誉なことはございません。

また、その一方で、職責の重さに身の引き締まる思いでございます。これよりは長野市長をしっかりお支えし、市職員とともにさらなる別府の発展に向けて全力を尽くしてまいり所存でございます。議員の皆様におかれましては、御指導、御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○議長(加藤信康君) 次に、日程第6により議第64号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・長野恭紘君登壇)

○市長(長野恭紘君) 御説明いたします。ただいま上程されました議第64号は、本市教育委員会委員に田中淳子氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしくお願いいたします。

○議長(加藤信康君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第64号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康君) 御異議なしと認めます。よって、本件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第7により議第65号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第66号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・長野恭紘君登壇)

○市長(長野恭紘君) 御説明いたします。ただいま上程されました議第65号及び議第66号は、本市固定資産評価審査委員会委員に甲斐文明氏及び加藤陽三氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤信康君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よつて、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第 65 号及び議第 66 号 別府市固定資産評価審査会委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、以上 2 件は原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よつて、以上 2 件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 8 により議第 67 号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについてから、議第 73 号 別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについてまで、以上 7 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。ただいま上程されました議第 67 号から議第 73 号までの 7 議案は、本市農業委員会の委員に久保賢一氏、齋藤孝一氏、後藤利夫氏、彌田和好氏、久恒美千代氏、小畑義宏氏及び星野賢一氏を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤信康君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よつて、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第 67 号から議第 73 号までの、別府市農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて、以上 7 件は、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よつて、以上 7 件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 9 により議第 74 号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第 75 号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、以上 2 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。ただいま上程されました議第 74 号及び議第 75

号の2件は、本市職員懲戒審査委員会委員に安部一郎氏及び柏木正義氏を選任いたしたいので、地方自治法施行規程第16条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤信康君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

初めに、議題74号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第75号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第10報告第2号 令和4年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから報告第8号 市長専決処分についてまで、以上7件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・阿南寿和君登壇）

○副市長（阿南寿和君） 御報告いたします。報告第2号は、令和4年度別府市一般会計補正予算第5号、第9号、第10号、第11号及び第12号において、繰越明許費として議決いただきました地方道路整備事業ほか30事業について繰越額が確定し、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第3号は令和4年度別府市水道事業会計予算繰越計算書、報告第4号は令和4年度別府市公共下水道事業会計予算繰越計算書の提出です。これらの報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、施設拡張改良事業等について、予算を令和5年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものです。

報告第5号報告第6号及び報告第7号は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本市が出資しています法人の経営状況を説明する書類を議会に提出するものです。

報告第5号は、一般財団法人別府市総合振興センターの令和4年度事業収支報告書及び令和5年度事業収支計画書の提出です。令和4年度は独自事業の温泉給湯や指定管理者事業など7事業を実施しましたが、指定管理者事業の減少や賃金、諸物価の上昇などにより、当期純利益は前年度比約126%減となりました。令和5年度は独自事業、指定管理者事業で計6事業を実施する計画となっています。

報告第6号は、一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの令和4年度事業報告書及び令和5年度事業計画書の提出です。令和4年度も新型コロナウイルス感染拡大



という大きな感染の波が押し寄せる中、生活安定、健康の維持増進、自己啓発、文化活動及び情報提供に係る事業等を実施いたしました。また、3月末の会員数は前年度より33名増加の3,935名となりました。

令和5年度は、勤労者等の福祉の向上を図り、企業の振興、地域社会の活性化に寄与すべき運営に取り組んでいく基本方針の下、アフターコロナを見据え、既存の共済給付事業や、助成事業及び余暇活動事業など、一層のサービスの向上に努める計画となっています。

報告第7号は、一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームB－b i z L I N Kの令和4年度決算報告書及び令和5年度事業計画の提出です。令和4年度は、当期純利益は2,954万9,000円で、前年に対し2,162万6,000円の増益となりました。令和5年度は誘客推進事業等による増収を図り、別府市の産業振興に寄与するとともに、堅実な経営の実践を考えています。

報告第8号は、市道上における事故1件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分いたしましたので、同条第2の規定により議会に報告するものです。

以上7件について、御報告を申し上げます。

○議長（加藤信康君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○25番（泉 武弘君） 市長はこのB－b i z L I N Kについて、約2年半前にこのような答弁をしました。将来的には独立採算に向かっているといきたいと、こういう答弁ありまして、それに対して私は大変評価できますよという繰り返しをしています。あれからもう2年半過ぎました。今回、事業結果の報告はありますが、まず最初にお尋ねしたいのは業務委託料ですね、約1億8,000万円の業務委託料が出てますが、この業務委託料の内容を最初に説明してください。

○産業政策課長（大町 史君） お答えいたします。

業務委託料1億7,980万1,494円のうち、市からの負担金及び委託に係る外注費が8,743万3,290円との報告を受けております。

○25番（泉 武弘君） 資料だけでは分かりにくいのは、約1億8,000万円の業務委託料というのは、B－b i z L I N Kが外部に委託したという意味で理解していいのですか。

○観光・産業部長（日置伸夫君） そのとおりでございます。

○25番（泉 武弘君） 具体的にお尋ねします。B－b i z L I N Kが委託をしたこの委託件数ですね、まず委託件数。それから委託方法、これを説明してください。

○議長（加藤信康君） 執行部、答えられますか。

泉議員、執行部答えられない状況ですので、質疑を継続していただけますか。

○25番（泉 武弘君） 議長、まさにぶざまなことです。前もって、この報告書については質問しますよということで、若干のすり合わせもしているのですよ。委託料等が細目として上がっていますが、これに対する質疑というのはもう当然のことなんですね。

もう一度お尋ねします。1億8,000万円になんなんとするこの委託事業の件数、それから委託方法、これはどういう内容なのですか。

○市長（長野恭紘君） 相違があるといけないので、私も議会とは事前にそういう、議会側が決めたルールでありますから、その範囲内ではお答えはちゃんと申し上げております。必要であれば私読みますが、よろしいですか。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づいて、議会に提出された書類と。それ自体を議決の対象とすることはできないものであるから、本来の意味での議題とするものではなく、従ってこれに対する質疑も認められないものと考えます。ただし、これらの書類についての長が口頭で説明を行った場合は、それに対する質疑はある程度認めても差し支え

ないのではないかとと思われる。この場合は、質疑は長の説明の内容を明確化する程度のものに限定され、設問のような事項についての質疑は認められないと。これに基づいて私どもはちゃんと準備はしております。その点については、しっかりとお答えさせていただきたいというふうに思います。

○25番（泉 武弘君）ここに令和2年6月29日の質疑があります。この際の市長は答弁しているのですね。私の質疑に対して、ここにあるのですよ。それが大きく変化したと思われるのですが、一番最初に、議長が言うのはこういうのですね。市長ほか関係事務方を、説明のために議場に入ることを要請してますということです。そんな地方自治法に基づいて説明ができないということは、今までの説明が間違っていたというふうに理解していいのですか。

○市長（長野恭紘君）再度申し上げますが、今の説明の文言が全てだというふうに思います。我々今までは、当然真摯にお答えをするべくしっかりお答えをしてきましたけれども、こういう状況が何度も続いておりますので、ぜひここに書かれた内容で、私先ほど申し上げた内容の中身の話、その確認程度ということでここにも書かれておりますので、議会のほうともその件については事前にしっかりとすり合わせをしております。議会が、議長がその内容については答えよと、答えられる範囲であるということであれば私ども答えますが、私どもはそのように捉えておりませんので、決算のときの質疑とか、一般質問であれば、当然これは我々しっかりとお答えをするべきだというふうに思っておりますが、議会が決めたルールでありますから、議会の中でしっかり処理をしていただきたいというふうに思います。

○議長（加藤信康君）泉議員、この案件は報告案件ということに対する質疑でありますので、質疑の内容は報告された内容の範囲内となっております。質疑の範囲を超えないように御留意願います。

○25番（泉 武弘君）議長、これ報告事項ではないのですか。B－b i z L I N Kに対する報告事項を、先ほど副市長が議会に示したのですね。この報告事項のどの部分が抵触するのですか、それをはっきり言ってください。そうしないと質疑のしようがありませんから、議長の見解を教えてください。

○議長（加藤信康君）もう一度言います。会議につきましては、会議規則及び申合せ事項による取決めがございますので、会議の運営につきましては必要に応じて議長権限により、議会運営委員会に諮り、協議の上で決定をいたしております。議長であります私の議会進行に、議事進行に従っていただきたいと思っております。私への質問ということはお受けできません。会議を進めることといたしたいと思っておりますので、質疑の趣旨をもう一度御確認の上、質疑を継続してください。

○25番（泉 武弘君）大変残念ですね。別府市がB－b i z L I N Kに年間数件、数十件の業務委託をします、しかも負担金も出します。これ全部市民の税金なのですね。その税金の使途について、先ほど報告ありました。賃金について、業務委託料について、旅費交通費について詳細な報告がありました。

これについて、議会の申合せだから、議長の権限、議事進行に従ってくれと言うのであれば、もう報告しないでください、質疑ができないのだったらね。このことをテレビで御覧になっている市民もたくさんいらっしゃると思いますが、私はね、本当に説明してほしい。説明すべきであった。もう、これでは議会が何のためにあるのか、まさに形骸化してる、このことを指摘して終わります。

○議長（加藤信康君）ほかに質疑もないようでありますので、ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので御了承願います。

次に、日程第11により、議員提出議案第7号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組

体制の強化を求める意見書、及び議員提出議案第8号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書、以上2件を一括上程議題といたします。

初めに、議員提出議案第7号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(6番・重松康宏君登壇)

- 6番(重松康宏君) 議員提出議案第7号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める意見書

抗生物質などの現行の抗菌薬が効かなくなる薬剤耐性(AMR)を持つ細菌の発生により、医療機関において、患者への適切な治療や手術時の感染予防などが困難となるサイレントパンデミック(薬剤耐性菌感染症)が世界的に発生している。

この薬剤耐性菌の影響について、英政府支援の下で進められた「AMRに関する影響評価」では、2050年には年間1,000万人以上の死亡者数が予測されている中で、できる限り早い段階での薬剤耐性菌による感染症の蔓延を防止する体制を整えることが必要である。

ここで、最も重要な新規抗菌薬について、難易度が非常に高く、多額の開発費用を要するだけでなく、将来的な感染動向の予測もできない上、抗菌薬の特性から投与期間が短いことなど、開発投資の回収を見通せないことから、その開発から撤退する企業が相次いでいる。

このような背景の下、AMRに効果がある新規抗菌薬開発を支援する動きが各国で活発になっており、G7首脳会議や保健財務大臣会合で市場インセンティブが具体的に検討されている中で、我が国においても抗菌薬確保支援事業によりその検討を開始した。

そこでこの際に、地域社会の危機管理と安全保障の視点から、薬剤耐性対策を国家戦略として、その感染予防・管理、研究開発・創薬、国際協力等を着実に推進するなど薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月23日

大分県別府市議会

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

- 議長(加藤信康君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(加藤信康君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(加藤信康君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第7号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める意見書については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(加藤信康君) 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第8号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(14 番・三重忠昭君登壇)

○14 番 (三重忠昭君) 議員提出議案第 8 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとっても極めて重要なことです。今、厳しい社会経済状況の中で、雇用格差やそれに伴う低所得労働者の増大による賃金格差など、大人や保護者を取り巻く環境が厳しさを増しています。その格差は子どもの貧困にもつながっています。生まれ育った環境や家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないようにしなければなりません。そのために、就学援助・奨学金制度の拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

現在多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施され、保護者や子どもたちから大変有益であると高く評価されています。国においても、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が一部改正され、約 40 年ぶりとなる学級編制の標準が一律引き下げられ、小学校において 40 人から 35 人へととなりました。

しかしその一方で、不登校、いじめ、近年では大人に代わり介護や家事などを担うヤングケアラー等、子どもを取り巻く問題の深刻化、障がいのある子どもや日本語指導など、特別な支援を必要とする子どもたちへのニーズも複雑化・困難化してきています。また、授業時数や指導内容も増加している中で、これらの問題・課題に学校が組織的に取り組むためには計画的な教職員の定数改善も必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることを保障しなければなりません。しかし、現状の教育予算については、義務教育費国庫負担金の国の負担割合が引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、教育条件格差があってはなりません。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。

そのことも踏まえて、教育予算拡充のために、以下のことを求めます。

記

- 1 子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合増と、制度の拡充を図ること。
- 2 きめ細かい教育の実現に向けて、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 23 日

大分県別府市議会

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長 (加藤信康君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (加藤信康君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (加藤信康君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第 8 号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書につ

いては、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決されました。

最後に、日程第 12 により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申出があります。

お諮りいたします。各議員から申出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

ここで、今定例会をもって退任されます阿南副市長から挨拶をしたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

- 副市長（阿南寿和君） 議員皆様方には、議会終了後の貴重な時間をお借りいたしまして本当にありがとうございます。一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

2015 年の 6 月のこの議会におきまして、同意を頂きましてから 8 年間、副市長を務めさせていただきました。その間いろいろなことでお世話になりました。本当にありがとうございました。

議員各位におかれましては、その間の定例会、延べ 32 回はもとより、市政におけるいろんな場面でいろんな形で御指導、御鞭撻を賜ってまいりまして本当にありがとうございました。おかげをもちまして、8 年間しっかりと務め上げることができました。

いよいよ来年は別府市で 100 年という大きな節目を迎えるわけですが、この議会でも、いろんな課題につきまして定義がされたところでございます。また、いろんなこれから課題も生じてくるかと思いますが、次の 100 年においても輝き続ける別府市を目指して、いろんなやはり手だてをしていく必要があるというふうに考えております。引き続き、議員各位の御支援、御協力を賜りたいというふうに考えております。私も別府を離れて、大分のほうで生活をこれから始めるということになりますが、微力ながら、別府はまた幾つかのうちの一つのふるさとということで、思いを寄せながら、できる支援はしっかりとさせていただきたいというふうに考えております。

結びになりますが、別府市議会のますますの御発展と、委員各位の御活躍、御健勝、御多幸をお祈り申し上げまして、私の最後の御挨拶とさせていただきます。

本当に長い間ありがとうございました。

- 議長（加藤信康君） ここで、このたび副市長を退任されることになりました阿南副市長に対し、市議会を代表しまして、一言お礼を申し上げます。

阿南副市長におかれましては、平成 27 年 6 月に別府市副市長に就任され、大分県での豊かなキャリアとその穏やかなお人柄で、8 年間の長きにわたり、長野市政を支えてこられました。この間、熊本地震の発生、ラグビーワールドカップの開催、そして新型コロナウイルス感染症の世界的流行等、まさに別府市にとっても過去に例のない激動の時期に、大変困難な行政運営のかじ取りを副市長としての重責を確実に果たしてこられました。その御苦勞は、察するに余りあるところでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症も5類へ移行し、別府市もいよいよ反転攻勢に向けた取組を始めた中、阿南副市長は退任されることとなりました。長野市政の1期目から3期目の今日までを支えてこられ、ポストコロナへ向けた別府の礎を築くとともに、これまで持続可能な別府市政の安定運営に寄与されましたことに対し、心より敬意を表する次第であります。

阿南副市長におかれましては、今後とも別府市政の繁栄を見守っていただくとともに、くれぐれも御多幸、御健康でありますことを祈念申し上げ、意は尽くせませんが、議会を代表してお礼の言葉とさせていただきます。

お諮りいたします。以上で令和5年第2回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上で令和5年第2回市議会定例会を閉会いたします。

午前11時23分 閉会